

2006年3月8日

各位

会社名 株式会社ノーリツ  
代表者名 代表取締役社長 神崎茂治  
(コード番号5943 東証第1部 大証第1部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 加部利明  
(TEL . 078 - 391 - 3361)

## 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針

当社は2006年3月8日に開催された取締役会において、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為(予め当社取締役会が同意したものを除きます。)又は特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株式の買付行為(同じく、予め当社取締役会が同意したものを除きます。)に関する対応方針を決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、以下においてはこれらの買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

### 1. 当社事業とその社会的使命

当社は1951年3月、創業とともに「能率風呂」を世に送り出し、その後約半世紀、「お湯」をキーワードに生活設備機器を提供し続け、おかげさまで今年、創業55周年を迎えることとなりました。

現在、当社グループは、当社及び子会社33社を中心とする関係会社で構成され(2005年12月期の実績)温水・空調関連機器、浴室・厨房関連機器の製造・販売事業及びこれに付帯する事業を行っており、温水機器、システムバス、システムキッチン、ビルトインコンロ、洗面化粧台、暖房・空調機器等の各製品・部品は、当社及び国内外の関係会社によって製造されております。

当社は創業以来、神戸市に本社を置き、また1962年には隣接する明石市に工場を完成させ、両市を中心とし地域に密着した企業としてその恩恵を受けるとともに地域の発展に貢献もしてまいりました。この間、当社はグループとして米国・中国等の海外への進出も含め事業領域を広げつつ、事業規模も拡大してまいりましたが、当社グループが製造・販売する生活設備機器は、今やライフラインの一端を担い、国民の皆様の生活基盤として重要な役割を果たすまでになっており、当社グループの社会的使命は大きく、公共性が高いと自負しております。

今後とも、企業理念として掲げる「お湯と健康 愛とやすらぎ 豊かな暮らしをつくるノー

リツ」を具現化すべく、広く国民の皆様の中に定着した「お湯を中心とした快適生活」を一層向上させ、それに必要な設備機器及びサービスをさらに改善・発展させるとともに安定的に供給できるよう、国際的な広がりを見せる環境問題にも積極的に取り組みつつ、企業グループとして健全かつ着実な発展を図っていく所存です。

これまで当社は企業価値を向上させるべく、さまざまな施策を実施してまいりましたが、2005 年度からは第二次中期経営計画の実行に取り組んでおります。同計画においては、事業構造強化の3大政策を定めて、これを推進することにより連結業績ベースで経常利益の増加、ROEの向上を目指し、その成果を当社株主の皆様積極的に還元してまいります。

## 〈ご参考〉

**創造 21 計画**：21 世紀に顧客から選ばれる、新しい価値を創り上げる  
お客様や社会に信頼される企業グループを目指す  
**企業理念**：お湯と健康 愛とやすらぎ 豊かな暮らしをつくるノーリツ  
**経営ビジョン**：湯生活満足企業  
**事業領域**：湯まわりを中核とした商品・サービス関連事業

### 【第二次中期経営計画】

**基本方針**

1. 顧客満足経営を実践する
2. 事業構造を強化する
3. 環境共生に取り組む
4. 活力あるノーリツグループを確立する

#### 事業構造を強化するための3大政策要約

##### ・ニューバリュー政策

環境負荷を軽減した温水機器の強化、温水とシステム機器融合商品の開発強化  
業務用温水機器等非住宅分野の商品開発や営業強化による新規領域の拡大  
製品・部品のOEM拡大

##### ・ハウレッシュ政策

既設住宅を重視した販売ネットワークづくり  
既設の戸建住宅に特化した買い増し、買い替え、リフォーム商品の開発  
販売後の顧客との関係を強化する新たなサービス事業の確立

##### ・グローバル政策

中国での販売強化と、上海における第2工場の2007年稼働  
アメリカにおける瞬間式ガス給湯器の認知度アップと販売強化  
オセアニアでの現地瞬間式ガス給湯器メーカーOEM強化

さて、資本市場のグローバル化が進展する中、日本における企業買収も今後、ますます増加するものと思われます。そのような中、他の製造業と同様、新たな基礎的技術を研究・開発し、これを商品化するまでには長年月を要する当社においては、中長期的なビジョンに基づいた経営が当社株主の皆様全体の利益、同時に当社商品・サービスの利用者である国民の皆様の利益にも繋がると考えております。

そこで、上述した事情を踏まえた上で、今後想定される「当社株式の大規模な買付行為」についてその対応方針を策定することとし、大規模買付者に対してその目的や内容、買付対価の算定根拠等の十分な情報提供と十分な熟慮期間の確保を要請することにより、当社株主の皆様が適切な判断を行えるようにするための措置を導入することといたします。

当社は、大規模な買付行為の是非は当社株主の皆様の判断に従うという考え方を基本に、当社の企業理念に立脚した開かれた経営を進めてまいります。以上のような取り組みにより、当社は、今後もさらなる株主重視の経営を推進し、企業価値の最大化を図ってまいります。

## 2. 大規模買付行為に対する基本的考え方

当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、大規模買付行為が行われた結果、大規模買付者以外の当社株主の皆様の利益が害され、又は当社の企業価値が毀損されるような場合が存すると考えられる以上、そのような大規模買付行為に対しては、会社としてこのような事態が生ずることのないように何らかの対抗措置を講ずる必要があると考えます。もっとも、そのような大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様委ねられるべきものと考えております。

このように最終的な判断が当社株主の皆様委ねられるべき場合において、大規模買付行為に対して当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、当社株主の皆様十分な情報提供がなされ、かつ十分な熟慮期間を与えられる必要があります。このような観点から、本対応方針は、大規模買付者に対して、以下に述べるような情報提供を行った上で、当社株主の皆様のための熟慮期間が経過するまでは大規模買付行為を行わないことを求めるものであります。

なお、当社株主の皆様がこのような判断を行うための十分な情報提供という観点から、大規模買付者自身の提供する情報に加え、それに対する当社取締役会の評価・検討に基づく意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案も、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えます。これは、「1. 当事業とその社会的使命」で述べた当社グループ事業の沿革及び現状に鑑みれば、大規模買付者のみならず当社取締役会からも適切な情報提供がなされることが、当社株主の皆様が、当社の当面の事業運営については長期的視点に立った経営に有形無形の影響を与え得る大規模買付行為の買付対価をはじめとした諸条件の妥当性等を判断する上で役立つものと考えられるからです。このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆様がより適切な判断を下せるよう、大規模買付者には大規模買付行為に関する情報提供を求め、か

かる情報提供がなされた後、当社取締役会においてこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて一般に公開します。そして、当社取締役会が必要と判断した場合は、大規模買付者との交渉、当社株主の皆様への代替案の提示を行うこととします

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が、これを具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、以下のとおり当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当該違反のみをもって、一定の対抗措置を取る方針です。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間の確保に対する脅威であり、当社株主全体の利益を損うものと考えられるからです。また、当該ルールを予め設定し透明性を図ることは、当該ルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社及び当社株主の皆様利益となるような大規模買付行為に対してまで萎縮的効果を及ぼしこれを制限してしまう事態を未然に防止できることにもなると考えております。

### 3．大規模買付ルールの目的と概要

#### (1) 大規模買付ルールの目的

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、当社株主の皆様に対して、このような買付行為を受け入れるかどうかの検討に必要な、大規模買付者からの情報及び当社取締役会による評価・検討に基づく意見を提供し、さらに場合によっては、当社株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障するとともに、当社株主の皆様が熟慮に必要な時間を確保するものであり、これにより当社株主の皆様が適切な判断をできるようにすることを目的としています。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、下記5.に定める対抗措置を講じます。当該対抗措置により、結果的にこの大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。なお、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、下記4.に定めるように、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合には、当社取締役会の判断で当社株主全体の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。

#### (2) 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールは、大規模買付行為が実行される前に、大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報提供を要求し、それに基づき当社取締役会がその買付行為の評価・検討

を行った上、それらを踏まえて当社株主の皆様が適切な判断を行うために必要な一定期間が経過して初めて、大規模買付行為を開始することが認められる、というものです。

このルールの概要は以下のとおりです。

## **特別委員会の設置**

当社は、大規模買付ルールに則った一連の手続きの進行に関する客観性及び合理性を担保するため、並びに、大規模買付ルールが遵守された場合で当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取る場合においてその判断の客観性及び合理性を担保するために、大規模買付ルール設定後すみやかに、当社の常設機関として、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置します。特別委員会の構成員数は3名以上5名以内とし、社外の弁護士、公認会計士、税理士及び学識経験者等、並びに社外の経営者の中から取締役会が選任します。

特別委員会は、下記 で大規模買付者から提供される情報が十分であるか、不足しているかを当社取締役会が判断する際に、当社取締役会に対して助言を与えます。また特別委員会は、下記 4. で大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすか否か及び当社株主全体の利益を著しく損うか否かを当社取締役会が判断する際に、当社取締役会に対して勧告を行います。

なお、特別委員会は四半期毎に委員会を開催し、中期経営計画の進捗状況をはじめ、当社の経営状況について当社取締役から報告を受けることとします。

## **大規模買付ルール遵守表明書の提出**

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の表明書（以下、「大規模買付ルール遵守表明書」といいます。）を提出いただくこととします。大規模買付ルール遵守表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

## **大規模買付情報の提供とその開示**

当社はこの大規模買付ルール遵守表明書を受領した後5営業日以内に、当社株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、すみやかに当該リストに記載の情報を提供していただくこととします。なお、特別委員会の助言を得て、提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会が判断した場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供していただくことがあります。大規模買付情報の項目の一部は以下のとおりです。

- ア) 大規模買付者の概要
- イ) 大規模買付行為の目的及び内容
- ウ) 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- エ) 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社経営方針及び事業計画
- オ) 大規模買付行為完了後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会、その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

### 取締役会評価期間及び株主熟慮期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（左記以外の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、当社取締役会は社外監査役、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、一般に公開します。また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

取締役会評価期間満了後30日間は、当社株主の皆様が、大規模買付者から提供された情報及びこれをもとにした当社取締役会の意見や代替案等を考慮して、大規模買付者からの提案に応ずるか否か等について適切な判断をしていただくための株主熟慮期間といたします。従って、当社株主の皆様判断に必要な時間確保の観点から、大規模買付行為は、取締役会評価期間及び株主熟慮期間の経過後にのみ行われるものとし、経過前に大規模買付行為が行われた場合には、そのことのみをもって対抗措置を取ることにいたします。

## 4. 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当

社に回復し難い損害をもたらすと認められる場合や当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。

当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすか否か及び当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断にあたって、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む情報に基づいて当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討致しますが、その客観性及び合理性を担保するため、特別委員会の勧告に従うとともに、社外監査役全員の同意を得ることといたします。但し、当該特別委員会の勧告に従うことが、当社取締役の善管注意義務に違反することとなる場合にはこの限りではありません。

## 5．大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当該違反のみをもって、当社株主全体の利益の保護を目的として、株式分割、新株予約権の発行、新株の発行等、商法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置を取り、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することになります。こうした対抗措置により、結果的にこの大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。因って大規模買付ルールは、これを無視して大規模買付行為を行うことのないように大規模買付者に対して予め注意を喚起するものでもあります。

また公開買付制度を利用する大規模買付者は、不測の損害を被ることがないように、株式分割等が行われる場合に公開買付けを撤回できることとする等、予め所要の手当を講じておくように注意喚起をいたします。

当社取締役会が具体的対抗措置として一定の基準日現在の株主に対し株式分割を行う場合の分割比率は、法令・規則等で認められた適正な範囲内で決定することとします。また、具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

## 6．株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために

必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障するとともに、当社株主の皆様が熟慮に必要な時間を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報と時間のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、情報と時間が十分に提供されないままに株主及び投資家の皆様が判断を強いられることを回避するものであって、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えております。なお、上記4.及び5.において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

## **(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等**

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、商法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を取ることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を取することを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、株式分割及び株主割当による新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

株式分割を行う場合には、当社株主の皆様にとりまして必要となる手続きは特にありません。但し、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、別途当社取締役会が決定し公告する株式分割基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

株主割当による新株予約権の発行又は行使につきましては、新株予約権又は新株を取得するために所定の期間内に申込み又は一定の金額の払込みをしていただく必要があります。手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。但し、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

## **7. 大規模買付ルール設定の手続き及びその継続の再検討等**

本対応方針を決定した取締役会には、当社監査役3名（内2名は社外監査役）全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対



応方針に賛成する旨の意見を述べました。当社は、2004年に定款を変更して全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年3月の定時株主総会で選任される体制にあります。現在の当社取締役の任期は2006年3月30日開催予定の定時株主総会終結時までです。本対応方針を継続するか否かについては、定時株主総会后、最初に開かれる取締役会で再度検討することといたします。すなわち、本対応方針の継続または改廃は、2006年3月30日開催予定の当社定時株主総会において株主の皆様が選任された取締役によって構成される取締役会において決められることとなります。同様に、本対応方針を継続することの妥当性は毎年検討されることとなります。なお、その検討結果につきましては、決定後速やかに一般に公開いたします。また、当社取締役会は、本年に施行が予定されている会社法等、関係法令の整備等を踏まえ、当社株主全体の利益の観点から、本対応方針を随時見直してまいります。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）又は買付け等（証券取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者とその共同保有者（証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）及び特別関係者（証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

以上

## 新株予約権概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、1億個を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

### 4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

### 5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

以上